

愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム（第3回）

議事録

日時：令和3年2月4日（木）16：00～17：15

場所：環境省第1会議室

○環境省（小高）

ただいまより「第3回愛玩動物看護師カリキュラム等検討会ワーキングチーム」を開催いたします。

事務局を務めます環境省の小高と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態宣言が発出中ですので、本日は会場への出席を座長及び事務局に限定し、その他の構成員の皆様方はWEB参加いただく形としております。

本日の会議の様子については、YouTubeチャンネルのサブチャンネルで、ただいまライブ配信を行っております。各構成員の皆様におかれましては、ライブ配信の傍聴者に分かりやすいように、御質問や御意見を述べる際は、大変お手数ではありますが、御所属とお名前を都度おっしゃっていただければ幸いです。よろしくお願いいたします。

次に、お手元の配布資料一覧に沿って資料の確認を行います。議事次第の後ろに資料のラインナップを掲載していますのでそちらを御確認ください。

なお、オンラインで参加の皆様には事前に事務局から電子媒体を送付させていただいております。また、ライブ配信の傍聴者の皆様におかれましては、環境省の報道発表資料に掲載のリンク先から、本日の会議資料掲載ページに飛ぶことが可能です。

それでは、この後の議事進行につきましては、西村座長にお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○西村座長

まず、本日の議事に入る前に、前回のワーキングチームで検討し、最終的に座長一任となりました「愛玩動物看護師の養成に必要な科目及び到達目標」について、御報告いたします。ワーキングチームでの意見を踏まえ、再考案をとりまとめましたので、主な変更点について、事務局から、説明をお願いします。

○環境省（小高）

環境省の小高でございます。ただいま座長から御指示がありました御説明について資料1-1、1-2、1-3を御覧ください。資料1-1は、前回のワーキングチーム等での指摘事項への対応案をまとめたものです。資料1-2と1-3は、前回のワーキングチームの時にお示ししたものを一旦溶け込ませた上で、構成員の皆様から御指摘をいただいた事項を踏まえて必要な修正を加えています。変更点は赤字で示しています。それでは、ポイント

だけ御説明したいと思います。

資料1-1の1ページ目に指摘1として動物行動学の時間数や動物行動学と動物生活環境学の内容の重複性、動物生活環境学及びペット関連産業概論の記載の簡略化について再考できないかという御指摘をいただきました。こちらについては、資料1-3の中で動物行動学については6ページ、動物生活環境学及びペット関連産業概論に関連する部分は25ページから27ページに掲載しています。資料1-1に該当ページがいくつか出てくるのですが、少しずつずれて掲載されていますので、HPに掲載する資料は追って修正の上、掲載するよういたします。申し訳ございません。

修正点としては、動物行動学に基づく実践的応用的な部分について適正飼養指導論の中に入れております。次に資料1-1の2ページ目でございますけれども、「動物生活環境学」の中の「設計」に関する記述について御意見を頂戴しておりました。これを踏まえ、「設計」という文言を「環境整備」という文言に修正しております。次に、指摘2について東海林委員から追加指摘事項をいくつかいただいております。修正を施した部分のみ御説明しますと、3ページ目の一番上です。動物医療コミュニケーションについて、セカンドオピニオン、二次診療等についても学修すべきという御指摘をいただいております。これを踏まえ、セカンドオピニオンについては動物看護学概論に追記しました。

また、その2つ下にあります人と動物の関係学については、高齢者だけに限定された書きぶりでしたが、子供の情操教育なども含めて学修すべきという御意見をいただきました。これを踏まえ、愛玩動物が子供に与える影響も含め追記することといたしました。

また、適正飼養指導論について、民間団体の活動やボランティア活動の概要について学修すべきとの御意見をいただきました。これを踏まえ、「2. 適正飼養の推進」の1)中にある「活動」を「活動（民間活動等によるものを含む）」と修正しております。次に、資料1-1の4ページ目に移ります。指摘3について、動物生活環境学及びペット関連産業概論の時間数を30時間から15時間にすべきとの御意見をいただきました。時間数については、総時間数を1,800時間で維持するという前提で検討し、結論としては各科目の時間数については変更しておりません。

最後に、指摘4以降についてですが、文言修正が中心ですので、資料1-3の赤字のとおり変更しています。資料1-1、1-2、1-3の御説明御報告は以上です。

○西村先生

ありがとうございます。これにつきましては事前に構成員の皆様に御確認いただいているところです。特段これはという意見があればと思いますが何かございますでしょうか。

○水越構成員

動物生活環境学の到達目標の4、26ページのペットの教育・訓練施設のところで1)は問題ないのですが、2)、3)について施設の内容というのは何を意図しているのか理解できません。わざわざ施設と書いているのは何を意味しているのでしょうか。施設的设计等は

ここでは必要ないような気がします。

○西村座長

事務局から何かありますか

○環境省（小高）

環境省の小高です。資料1-3の26ページの施設の部分について、「4 ペットの教育・訓練施設」で当初意図していたことは、ソフトとハードの両面を理解するという意味で、1) がソフト、2) と3) が教育的なところと施設という2つの側面を理解するという意図で記載していたところですが、もし施設という言葉が不適切であれば、もうちょっとハード面の要素を和らげるような表現に改めるようにできますがいかがでしょうか。

○西村座長

そこは少し整理するというところでよろしいでしょうか。

○水越構成員

はい、結構です。

○本田構成員

施設のことで、すべての関連施設に言えることで、基準的な衛生管理施設の大きさにかかわらずどんな施設に管理されるのが理想であるかを学ぶというのがいいのではないかと思います。

○西村座長

わかりました。保護施設等も基準が最近出てきましたが、そういった意味があるということですね。その点を含めまして整理させていただきます。他にございませんでしょうか。

それでは、議事に入りたいと思います。議事は1~3があります。(1) 法附則第2条第1号の主務大臣が指定する科目、養成所で修得すべき知識及び技能についてですけれども、附則第2条第1号に該当する方は主務大臣が指定する講習会を受講することで国家試験の受験資格を得ることができます。この特例措置の対象については、親検討会から示された基本的な考え方に条件が示されていますけれども、それを踏まえて事務局が作成した案について御議論いただきたいと思います。次に議事(2)についてですが、講習会の内容についても基本的な考え方において言及がなされております。講習会の内容・時間数に関する事務局案について御議論いただきたいと思います。(3) はその他に関する事項でございますので、事務局から何かあればよろしく申し上げます。それでは、まず資料2について事務局から説明いただきます。

○環境省（小高）

環境省の小高です。資料2に入る前に、まず参考資料4を御覧いただきたいと思います。参考資料4は、受験資格の考え方について示したものでございます。こちらは、これまでの検討会等でも出したことがある資料でありますけれども、今回御議論いただくのは真ん中の段の特例措置（既卒者・在学者）になります。こちら4つの四角がありますが、大学で主務大臣が指定する科目であったり、愛玩動物看護師として必要な知識・技能（診療の補助を除く）の修得を行う養成所の考え方について御意見をいただきたいと思っております。

次に、資料2-1に移ります。資料2-1については、1. に基本的な考え方を記載しております。ここに書かれているのは、現在の認定動物看護師試験の受験資格校については法附則第2条第1号の特例措置の対象とすべきものであるということです。これについては、第3回の親検討会でとりまとめられた愛玩動物看護師のカリキュラムの基本的な考え方から抜粋したものです。次に2. のとりまとめの方向性についてですが、特例措置の階層に位置する在学生及び既卒者の方々は、制度上は診療の補助と愛護適正飼養を除いた愛玩動物看護師の養成に必要な科目をすべて満たすことが求められます。

これに加えて、履修科目は、（一財）動物看護師統一認定機構が策定した認定動物看護師統一コアカリキュラム2019と同等の内容として、機構の推奨カリキュラムを基準としてはどうかと考えております。この推奨カリキュラム自体は認定動物看護師統一コアカリキュラムを作ったときのベースになっているものであり、ゆえに認定動物看護師のコアカリは機構推奨のコアカリを包含するものになります。

2. の3ポツ目ですが、認定コアカリキュラム策定以前の大学や養成所については、読替え表で個別に判断することとし、認定コアカリキュラムと同等の教育を実施していると判断した年度以降に入学した学生を既卒者・在学者に該当すると判断してはどうかと考えています。こちらについては、参考資料1に認定動物看護師コアカリキュラム作成に至る経緯がございまして、こちらを御覧ください。平成24年3月に動物看護学教育標準カリキュラム（大学）策定とありますが、それ以降について順次カリキュラムが整備されてきたということになります。それに遡って、日本獣医生命科学大学や帝京科学大学の記載がありますけれども、いずれにせよ動物看護学教育は、コアカリキュラム策定前にも整備されてきたと経緯もありますので、読替え表を参考に個別にきちんと判断していくということを考えています。

資料2-1の2ページ目ですが、1ポツ目に単位数や時間数について、科目や養成所が受験資格特例の対象となるかを個別に評価していく際の時間数のボリューム数をどう考えるか書かれております。結論から申し上げますと、ここは過去に遡ってカリキュラムを評価していく際に、そこには各学校の教育内容の多様性が当然ありますので、個々の科目ごとの時間数を要件にすることはしないとはどうかと考えています。また、カリキュラムの総時間数については、大学についてはその下限を提示しないということを考えており、養成所については、認定コアカリ又は同等の内容について修学したことをより担保するために、教育全体の時間数の下限を1,650時間とはどうかと考えております。こうすることによって、

先ほどの基本的な考え方にあつたとおり、現在の認定動物看護師試験の受験資格校は、概ね法附則第2条第1号の特例措置の対象となると結論付けることが可能ではないかと考えております。資料2-2に読替え表がありますが、例えば、動物感染症学では、各カリキュラムにおいてそれぞれ微妙に表現が異なっていますが、カリキュラム上は同一の評価として特例措置の対象に関する審査を進めるときに参考としていくということで考えています。資料2に関する説明は以上です。

○西村座長

今の事務局からの説明に関して御質問や御意見はございますか。いかがでしょうか。

○石岡構成員

日本獣医生命科学大学の石岡です。この案で基本的に賛成いたします。先ほど出てきた話で、機構推奨コアカリキュラムと現在のコアカリの関係ですが、基本的にベースにしたというよりはその中の重複を削ったり並び方を修正したという形で内容はほぼそのままという解釈だと思います。1ページ目の下の参考例がありますが、確認なのですが、これをもっと具体的に、機構推奨カリキュラムをやっている年度から入学した人は法附則第2条第1項の対象、それ以前のカリキュラムの世代については個別に判断して同等と判断すれば同じく対象となるというふうに理解しましたが、もし間違っていたら教えてください。

○西村座長

事務局からはいかがでしょうか

○環境省（小高補佐）

今御指摘いただいた理解のとおりでございます。

○青木構成員

大阪ペイイ動物看護専門学校の青木です。今の1,650時間の時間数が出ておりましたが、旧コアカリ以前の専門学校というのは専門学校の設置基準が800時間ありますので、1600時間で行っていたかということが懸念として一点あります。1,600時間の中でも一般教養が入っていたりすると推測されます。職業実践専門課程を持つ学校や専門士の資格をとるためには1,700時間が必要となりますので、それであれば年間850時間とされています。この2つが専門学校にはあるのではないかと思います。

ですので、下限を1,650時間と説明いただいたのはその通りだなと思うのですが、コアカリ前は通常としては800時間とされていた学校もあるのではないかなと思いますので御意見させていただきました。以上です。

○西村座長

ありがとうございます、事務局からはいかがでしょうか。

○環境省（小高補佐）

御指摘いただいた点はおっしゃるとおりでございます。専修学校の設置基準は 800 時間がスタンダードになっており、1,650 時間という数字を入れた理由としては現行の認定動物看護師コアカリの中で動物看護に関する履修内容を養成所で担保する時間数として 1,650 時間と定められていたことが挙げられます。法附則第 2 条の特例対象の幅をどのように設けるかというのは非常に難しい問題と思っておりますが、例えば、極端な話 1,000 時間というように時間数のハードルを下げることもできれば、1,600、1,550 時間とすることも考え得るのですが、まずは、これまでの認定コアカリの内容を満たすような履修内容であればこの附則第 2 条に該当するという事で御説明してきたところですので、1,650 時間は維持させていただきたいとは考えています。そうすると、大学も含めて附則第 2 条の対象外の卒業生がどこかの年次より前に出てきてしまうのですが、その方たちに全くチャンスがないというわけではなく、附則第 3 条の実務経験のところで要件を満たせば講習会と予備試験を受けて、国家試験の受験資格を得られるチャンスがほとんどの動物看護に携わる人には実現できるのではないかと思います。全体を見て総合的に担保させていただければなと思っております。

○西村座長

ありがとうございます。青木先生いかがでしょうか。

○青木構成員

大丈夫です。ありがとうございます。

○東海林構成員

案については特段の意見はなく、賛成いたします。そのうえで 2 年制の看護学科を想定して質問しています。カリキュラムの科目の種類としてはすべて網羅していても、2 年制の学校だと 1,650 時間はおそらく満たしていない可能性が高いと思います。先ほど話があったとおりホームルームや情報処理やキャリア教育等他の科目もありますので、動物看護に係る教育については、800 時間×2 年間の 1,650 時間に達しない学校が相当出るのではと思います。その場合は、附則第 2 条第 1 号には該当しないことになりますか。そこを確認したく質問させていただきました。

○西村座長

事務局からお答えいたします。

○環境省（小高補佐）

先ほどの御説明と被る面もありますが、1,650時間の下限を超えられない、主に既卒者の方は附則第2条第1号の適用はできない形になるので、実務経験5年以上を満たしたうえで講習会・予備試験を経て国家試験受験資格を得る形となります。

○東海林構成員

ありがとうございます。例えばの話になりますが、2年間の専門学校を卒業し、さらに何か特別に専門学校で学習して時間数を満たしたという場合は1,650時間の基準に加算されると考えてよろしいのでしょうか。

○環境省（小高補佐）

東海林構成員がおっしゃったように2年プラス1年の教育形態ですが、いくつかの動物看護を教育する専修学校の中でそのようにアドバンス的な1年を加えて教育されている学校もいくつかございます。今回の話は附則第2条の履修内容の部分なので、このタイミングでどう運用するか明確に詰められているわけではありませんので、明確にお答えできるわけではありませんが、実質的に附則第2条に該当するかどうかの評価ポイントは認定コアカリキュラムは先ほど御紹介した2つのカリキュラムに準じて同等の内容であるかということになります。これに付随して養成所は1,650時間というものが出てきていますので、2年プラス1年が必ずしもこのタイミングで除外されますということは言えないとは思いますが、その点は今後の運用の中でそういった教育形態の部分も含めて検討していきたいと思っております。

○東海林構成員

ありがとうございます。国家試験が最後にありますので、出来るだけ門戸は広げていただければありがたいと思います。

単純な質問でもう一つ伺いたいのですが、「認定コアカリキュラムと同等の教育を実施していると判断」というのは、農水省及び環境省が判断するのでしょうか。

○西村座長

事務局いかがでしょうか。

○環境省（小高補佐）

附則第2条の要件に合致するかということころは、養成所については都道府県で審査していくものになります。当然、農水省と環境省の方でも、養成所の指定の申請に関し自治体の運用の部分については主務省できちんと通知していくことを考えておりますが、個別の判断を行う際に審査上技術的なところも出てきますので、この点は主務省も必要な助言をしていかなければいけない立場かなと思っております。以上です。

○東海林構成員

ありがとうございます。養成所の関係の皆様はそのあたりの手続がどうなるか今のところ分かっていないことが不安になっているところもあるかと思っておりますので、どこにどのように申請書を出すのかといった手続の面は早めの整理をお願いしたいと思います。

○西村座長

予備試験は門戸が広くし、そこで拾っていこうというポリシーがありますので、ここにつきましてはこのポリシーに則って決めていけばよいと思います。ほかにございますか。いくつかの御意見をいただきありがとうございました。大枠としては御理解をいただいたということで、事務局が示した案に沿って報告書案をとりまとめさせていただきたいと思っております。

それでは次に資料3について事務局から御説明させていただきたいと思っております。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元でございます。資料3-1について御説明させていただきます。本資料は座長の指示に従い、事務局が親検討会で示された留意事項を踏まえ作成したものでございます。とりまとめの方向性を事務局の案としてお示しさせていただいております。

1. の講習会の規定についてですが、既卒者・在学者及び現任者は講習会を修了することが、国家試験の受験資格の要件の一つとされております。その講習会の課程は主務大臣が指定することとされております。参考資料4に国家試験の受験資格を得るまでのフロー図をお示ししておりますので、こちらを横に並べて御覧いただければと思います。

次に検討に当たっての留意事項ですが、第3回検討会において講習会に関する議論をするに当たって留意事項が示されております。点線で囲われた内容がそれに当たるのですが、ちょっと御紹介しますと、1つ目が「現行の動物看護師が愛玩動物看護師の国家資格を得るための要件を必要以上に厳しく設定しないこと」、2つ目が「講習会の実施に当たっては、eラーニング等の活用も視野に入れること」、3つ目が「講習会では、技術習得のための実習が必要であること」、最後に「講習会開催・受講にかかる負担を考え短時間での講習とすると、実際に修得できる技術は限定的と見込まれること」、以上が示されてございます。

また、講習会については第4回検討会で検討された認定動物看護師取得者の負担軽減措置を踏まえて検討する必要がございます。こちらについては参考資料5-1を御覧ください。その資料は認定動物看護師取得者を修学歴の有無で2つに区分をして、修学歴がある方は(1)②と(2)②、修学歴のない方は(2)③のとおり、講習会の一部を免除するという方向で検討会では了承されてございます。

資料3-1にお戻りいただけますでしょうか。留意事項を踏まえて、事務局が案として考えましたとりまとめの方向性についてお示ししております。(1)講習会の内容・時間数につきましては、一つ目のポツにありますとおり「講習会の内容は、既卒者、在学者については、特に不足していると思われる知識・技能を補填するものとし、現任者については、更に

予備試験を受験するに当たり備えるべき知識を講習の対象に加えることで知識の水準の均一化を図ることとしてはどうか。」としております。

2つ目に「既卒者・在学者・現任者が無理なく受講できるようオンラインで実施可能な内容とすることとし、講習会の総時間数は他資格の現任者講習会の例を参考としてはどうか。」としております。例えば、オンラインでの実施を含めて実際にすでに運営されております、公認心理師の現任者講習会の30時間を目安に検討してはどうかとしております。他資格の例については参考資料6「他の国家資格における現任者講習会」で示しております。詳細な説明は省略させていただきますが、愛玩動物看護師と同じ、5年間に限り現任者に受験資格を与えるものとなっております。講習会も同じように課しており、総時間数は表記している通りです。

資料3-1にお戻りください。2ページ目の「講習会で実習を行う場合、オンラインも活用されることを踏まえ、受講者による実技の試行は必須とせず、動画の視聴等により手技の手順を修得することとしてはどうか。」としております。(2)講習会の実施方法につきましては、これも既に運用されている公認心理師の例を参考にしてはどうかと考えております。具体的には「主務省が実施主体の要件、講習会の実施時期を定め、講習会を実施しようとする者の申請に対し審査を行い、実施主体を指定する」という仕組みにしてはどうかとしております。

また、今回現任者が受講されるということで「受講者が数万人規模となることが予想されることから、実施主体は1者に限定せず、原則、要件を満たす者を指定することとしてはどうか。」としております。オンラインでの実施を前提としておりますので、「オンラインによる講習も可能とし、オンラインでの実施に当たっての留意点を主務省が定めてはどうか。」と考えております。

最後の(3)の認定動物看護師の負担軽減措置については、考え方としては認定動物看護師を取得しておられる方であっても、講習内容としてこれだけは受講していただく必要があるのではないかというものをここに示しております。具体的には修学歴のある認定動物看護師資格取得者につきましては、愛玩動物看護師の職責、法規、診療の補助に関する技能、愛護適正飼養に関する基本的な知識といったものを講習の対象とし、修学歴のない資格取得者についてはこれに加えて業務の実践に必要な理論を加えてはどうかとしております。

資料3-2を御覧ください。これは既卒者・在学者の講習会のイメージでございます。A～Eとし、一番下のEの業務の実践につきましては、認定動物看護師資格者は修学歴と資格取得を踏まえて講習対象から外してはどうかとしております。なお、科目名の横に科目の内容の例、時間数の目安をお示ししておりますが、あくまでも講習会の構成と認定動物看護師の負担軽減措置をイメージしていただくために、事務局が作成したものでございます。ワーキングで詳細を詰めていただくものではないと考えてございますので、その点を申し上げます。

次は資料3-3を御覧ください。こちらは現任者講習会のイメージでございます。基本メ

ニューは先ほどの既卒者・在学者のメニューにEの「業務の実践に必要な理論」を追加したものでございます。こちらについては修学歴がある資格取得者についてはEとFを講習の対象から外してはどうかと考えております。修学歴がない方についてはFのみを対象から外して、Eは講習対象とさせていただいております。これもあくまでもイメージということで御説明いたしました。事務局からは以上でございます。

○西村座長

ありがとうございました。講習会をやることは決まっているし、一部の条件が揃えば免除することも決まっているので、トータルのボリュームをどれくらいにするかといった議論になりますが、現実的に数か月で皆さんにチャンスを与えないといけないということであれば、こういった方法じゃないと難しいというところだと思います。

具体的な内容はもう少し揉んでいきたいと思いますが、科目名がこれでよいかどうかはここで決めたいと思います。ご意見等いかがでしょうか。

○石岡構成員

日本獣医生命科学大学の石岡です。基本的にオンラインでやるということは賛成です。現在の大学等でも実習をオンラインでしている実績もあり、ある程度の妥当性が認められています。オンラインの講習を行う場合、その内容について質を均一に近づけられること、地方で受講される方が不利にならないこと、動物病院勤務者で講習会の日に一斉に休まれると困るという声もあるんですが、そういった問題にも対応できると考えます。以上です。

○西村座長

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

○東海林構成員

日本愛玩動物協会の東海林です。私もオンラインに中心でやっていくことは非常にうれしく思っています。特に勤務されている方がいると時間の制約から解消されるのは非常に大きなメリットとなるので大賛成なのですが、事務局で基準を作るとき二点気を付けてもらいたいことがあります。大学でもオンライン授業を行っていますが、なりすましといえますか、IDとパスワードの管理をセキュリティ対策を含めてやってもらいたいと思います。二点目はオンデマンド方式にせよWEB会議にせよちゃんと受講生が受講しているか管理することは大事だと思います。ある学生ではダウンロードしただけで読んでいないなど、PCを開けっ放しで自分はよその場所にいるという事例もあります。そういった意味でダウンロードしただけで受講したことになるのか、単に受講を流しただけで受講したことにならないことがないよう基準として明記してもらいたいと思います。以上です。

○西村座長

事務局から何かありますでしょうか。

○農林水産省（中元）

農林水産省の中元でございます。まさにオンラインの実施についての問題点、課題についての御意見だと思いますが、先行して講習会を実施されている公認心理師の例について整理していますが、やはりオンラインで開催する上で気を付けないといけないのは本人確認、なりすましについては運用上対策しております、例えばWEBカメラをオンにして顔認証で本当にその人が受講しているかを確認したり、受講しているところを写真を撮って送ったりといった措置をとっているようですので、そういった先行資格の運用事例をよく研究して問題が起こらないようにしてまいりたいと考えております。

○西村座長

よろしいでしょうか。他に御意見ございますでしょうか。

○水越構成員

日本獣医生命科学大学の水越です。質問ですが、オンラインで行うことは一番全国標準化的に良いと思うのですが、実施主体に関して1者に限定しないとありますが、オンラインでやるのであれば特に実施主体が複数でなくても1者でもいいのではないかと個人的には思うのですが、これは何か1者に限定しないという理由等があるのでしょうか。実施主体が複数になると内容等の統一性などで問題が出てくるのではないかなと思ったのですけれども。以上です。

○西村座長

事務局からは何かありますか。

○農林水産省（中元）

1者に限定しないということは、公認心理師もそのように運営しています。ボリュームが大きくなった場合でも、オンラインで講習を行うことのみであれば1者でも問題ないと思いますが、受講者に開催のアナウンスをし、講習料を徴収して、講習を受けてもらって、最後に修了証を授与するという一連の運用がありますので、受講者のボリュームが大きくなるとなかなか1者でするのは難しいという状況があったと聞いています。そういった理由で1者に限定しないで実際には運営している公認心理師の例を参考に運用したいと考えております。

○水越構成員

公認心理師が現状行っている講習会も複数の実施主体があって行っているという理解でよろしいでしょうか。

○農林水産省（中元）

その通りでございます。

○水越構成員

はい、わかりました。

○石岡構成員

日本獣医生命科学大学の石岡です。1者に限定しないというのは実際には1者かもしれないが、状況によって複数になる場合も可とするぐらいの意味かなと解釈しました。この分野で仕事している人は限られるので、たくさん窓口があっても結局話す人は同じということも考えられると思うのですが、複数の団体が窓口となった場合、一つのファイルを複数の団体に共有して使うような可能性も含めて考えてもいいのでしょうか。

○農林水産省（中元）

農林水産省中元でございます。例えば公認心理師の場合、複数の団体によって運用しているのですが、動画を共有したりしているかどうかは確認させていただきたいと思います。例えば、テキストについては最初に講習会を実施した1者が作ったものをほかの実施主体が使って講習会を実施するという実態がございますので、みんなバラバラにいろんな講習をしているといったことにはならないということですので、そこはご懸念のようにならないようきちんと整理していきたいと考えています。

○石岡構成員

はいわかりました。ありがとうございます

○西村座長

講習会の内容がバラバラにならないようにというのは考えていかなければならないですね。他にございますでしょうか。

そうしましたら、この議題についていくつか御意見いただきましたが、大体御理解を得られたかなと思いますので、事務局が示しましたとりまとめ案の方向性に沿って報告書として取りまとめさせていただきたいと思います。次の議事の「その他」について事務局から何かありますでしょうか。

○環境省（小高）

環境省の小高でございます。その他の事項については特段ございません。

○東海林構成員

日本愛玩動物協会の東海林です。全体的なこととして質問させていただきます。一つお願いといいますが申し上げます。科目、到達目標の案が固まりつつあるところかと思いますが、新しい科目もありますし既存の科目でも変更になったところがあると思います。大学・専門学校で勉強するとなると教科書や参考書が必須になってきますが、おそらく既存の教科書の編集や新規作成といったものが今後進み始めると思います。これらが使われるのが最短で来年4月から入学する学生さんが使い始めると思っていますので、いろんな手続を踏まえると、新しい教科書は今年の冬くらいにはできているのかなというところかと思うのですが、そういった意味で農水省・環境省の方で新しい教科書の監修や検定を考えておられるのかが一点と、もう一つ、いろんな教科書があると思うのですが、民間の教科書について後援や監修、推薦するといったことをする予定があるのか教えていただきたいと思っております。

○環境省（小高）

環境省の小高でございます。大変重要な御指摘ありがとうございます。動物看護にかかわる教科書等はまだまだ愛玩動物看護師の国家資格ができることによって生まれることになった新しい教育を含めて、御指摘のとおり改訂だったり、新しく作らなければいけないという課題はこれまでも検討会やその他の場所でも御指摘をいただいており、課題として考えておりました。直接的に主務省が何か手がけるということはそういった作業は予定していないのですが、一部民間の出版社で国家資格の動きに合わせて情報収集に努めておられる会社さんがあることは承知しております。東海林構成員の御指摘につながるのですが、主務省が教科書の監修や既存の書物に対する認可や認証は法制上備わっていないのですが、他の国家資格の状況を見ても、直接主務省が監修といった形のもので最近では見受けられないと思っておりますので、そういったダイレクトな関与ができるかどうかということは分からないんですけども、とりわけ新領域の分野については非常に手探りで中身を詰めていかなければいけないことも多数ございますので、その点は検討会を踏まえた後に大きな重要な課題として我々としても準備に取り組んでいきたいと考えております。

○東海林構成員

ありがとうございます。2点目の質問ですが、大学とか民間団体、公益法人が推薦とか監修をやったりする場合ですけども、それは愛玩動物看護師法上、何らかの効力を発揮するかと考えてよろしいのでしょうか。

○環境省（小高）

環境省の小高です。例えば「〇〇研究会監修」といったクレジットで世に出ている教材は幾つかございます。あるいは、厚労省の技能士関係の資格でいえば、指定試験機関が発出している教材といったものもあることは承知しております。今の御質問の直接の答えにはならないのですが、そういったものの法令上の位置づけであったり、あるいは主務省として認

証や評価を行っていくことについては、このタイミングではそういった仕組みは存在しません。今後そういったことが可能なかどうかは研究していきたいのですが、今のお尋ねについては、現状は存在していないという答えなのかなと思っております。

○東海林構成員

ありがとうございます。

○西村座長

獣医師国家資格の場合は長い歴史があって、コアカリの教科書が作られてきましたが、それにはずいぶん長い時間がかかったという例があります。ただコアカリ教科書を使わないといけないというわけでもないんですよ。現状としてはそんな感じなのかなと理解しております。他に先生方から御意見ございますか。

ありがとうございました。それでは本日の議事については以上になります。それでは事務局にお返ししたいと思います。

○環境省（小高）

環境省の小高です。皆様長時間の御議論ありがとうございました。今回のオンラインの会議のシステムで大分不具合が生じてしまったことは事務局としてお詫び申し上げます。次回のワーキングチームが2/26（金）16時～18時の開催でございますけれども、引き続き緊急事態宣言の発令中とされますので、オンラインでの実施になると見込んでおります。

次回はこういったことがないように、課題をきちんと検証してしっかりと開催できるよう努めてまいります。次回は検討会への報告書の案の取りまとめについて御議論いただくことになっております。今まで御議論いただいたことの集約というか再確認といった作業となる見込みですのでどうぞよろしくお願い申し上げます。それでは以上をもちまして本日のワーキングチームを閉会させていただきます。